1　町役場での主な手続きの一覧
（手続きにお越しになる前に）

① 以下の表をご覧いただき、あらかじめ該当する項目にチェックしていただくと、手続きがスムーズにできます。

② 該当する項目の**「必要なもの」**をご準備ください。

③ 町役場へお越しになる方の**本人確認書類**をご準備ください。
※顔写真つきのもの１点（**マイナンバーカード、運転免許証、パスポート**等）
または
顔写真がないもの２点（**健康保険資格確認書、年金手帳、預金通帳**等）

④ 代理の方（同一世帯でない方）がお越しになる場合は、**委任状**（P13）をご準備ください。

⑤ 火葬・葬儀が終わった後、町民課の「窓口業務総合案内」（町役場１階）までお越しください。
※上記②③④でご準備いただいたものをお持ちください。

区分	項　　目	該当チェック	手続き	必要なもの（他に必要な場合有）	窓　　口
住民登録等	火葬料をご負担された場合	□	火葬料補助金の申請	・火葬料の領収書 ・預金通帳（火葬料を支払った方名義）	町民課 戸籍住民班 （役場１階①窓口） ℡0463-71-3318
	印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードをお持ちだった場合	□	印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードの返還	・印鑑登録証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード 上記3点については法令上の返還義務はありませんが、希望される場合は右記窓口に返納することも可能です。 なお、マイナンバーカードは保険金や年金の受取手続きに必要になる場合がありますので、全ての手続きが終わるまでは保管してください。	町民課 戸籍住民班 （役場１階①窓口） ℡0463-71-3318

※FAX番号は　0463-73-0134（全課共通）です

《カード類の見本》

印鑑登録証



住民基本台帳カード



マイナンバーカード



区分	項　　目	該当チェック	手続き	必要なもの（他に必要な場合有）	窓　　口
健康保険	国民健康保険に加入されていた場合	□	資格確認書等の返却 葬祭費の支給申請	・資格確認書 ・印鑑（喪主の認印） ・預金通帳（喪主名義） ・喪主と葬祭日が確認できる書類（会葬礼状等）	福祉保険課 国保年金班 （役場１階④窓口） ℡0463-71-3190
	後期高齢者医療保険に加入されていた場合	□	資格確認書等の返却 葬祭費の支給申請	・資格確認書 ・印鑑（喪主の認印） ・預金通帳（喪主名義） ・喪主と葬祭日が確認できる書類（会葬礼状等）	福祉保険課 国保年金班 （役場１階④窓口） ℡0463-71-3190
年金	年金を受給、または加入していた場合	□	状況により異なりますので右記窓口へご相談ください。		福祉保険課 国保年金班 （役場１階④窓口） ℡0463-71-3190
障がい福祉	身体障害者手帳をお持ちだった場合	□	身体障害者手帳の返還	・身体障害者手帳	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	療育手帳をお持ちだった場合	□	療育手帳の返還	・療育手帳	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合	□	精神障害者保健福祉手帳の返還	・精神障害者保健福祉手帳	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	自立支援医療受給者証をお持ちだった場合	□	自立支援医療受給者証返却	・自立支援医療受給者証	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	福祉医療証をお持ちだった場合	□	福祉医療証の返還	・福祉医療証	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	障害福祉サービスを利用されていた方	□	障害福祉サービス受給者証の返還	・障害福祉サービス受給者証	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289
	在宅重度障害者タクシー利用助成券の交付を受けていた方	□	在宅重度障害者タクシー利用助成券の返還	・在宅重度障害者タクシー利用助成券	福祉保険課 福祉・障がい者支援班 （役場１階④窓口） ℡0463-75-9289

※FAX番号は　0463-73-0134（全課共通）です

区分	項　　目	該当チェック	手続き	必要なもの（他に必要な場合有）	窓　　口
介護保険	６５歳以上だった方または要介護認定を受けられていた場合	□	介護保険被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証 （お持ちの場合） ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	高齢介護課 介護保険班 （役場１階⑥窓口） ℡0463-71-5348
高齢福祉	要介護(要支援)高齢者移送サービス利用助成券、高齢者移動支援利用助成券、訪問理美容サービス助成券の交付を受けていた方	□	要介護(要支援)高齢者移送サービス利用助成券、高齢者移動支援利用助成券の返還、訪問理美容サービス助成券の返還	要介護(要支援)高齢者移送サービス利用助成券、高齢者移動支援利用助成券、訪問理美容サービス助成券	高齢介護課 高齢福祉班 （役場１階⑥窓口） ℡0463-75-9542
こども	２２歳以下だった方 １８歳（高校卒業）までのお子様を、養育されていた方	□	・医療費助成（こども医療費、ひとり親家庭等医療費、養育医療費） ・手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当） ・保育園や幼稚園、学童保育所に関する手続き	状況により異なりますので、右記窓口へご相談ください	こども支援課 こども支援班 （役場地下） ℡0463-71-5862
学校	小学校・中学校に通うお子様を養育されていた方	□	・保護者変更のお届け ・児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費に関する手続き	状況により異なりますので、右記窓口へご相談ください	教育総務課 教育総務班 （町民センター横の建物） ℡0463-75-9261
犬・ごみ	犬の飼い主だった場合	□	・飼い主変更のお届け	・愛犬手帳	生活環境課 生活環境班 （役場地下） ℡0463-71-5879
	ごみの持ち込み	□	・詳しくはP10をご覧ください		
公共下水道	下水道事業受益者負担金分担金の猶予地を所有していた場合、 または同負担金等を納付途中の場合	□	・受益者変更のお届け	右記窓口へご相談ください	下水道課 業務班 （役場１階） ℡0463-75-9116

※FAX番号は　0463-73-0134（全課共通）です

区分	項　　目	該当チェック	手続き	必要なもの（他に必要な場合有）	窓　　口
税・不動産等	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有されていた場合	□	廃車手続き（名義変更の場合は事前にご相談ください）	・ナンバープレート ・標識交付証明書	税務課 町民税班 （役場１階②窓口） ℡0463-71-3317
	農地を所有されていた場合	□	農地を相続した方は農業委員会事務局への届出	・相続したことがわかる書類 例）登記簿謄本 遺産分割協議書 など	農業委員会事務局 （町民センター２階） ℡0463-71-5914
	森林を所有されていた場合	□	産業振興課へご相談ください		産業振興課 農林水産班 （町民センター２階） ℡0463-71-5914
	故人が所有していた不動産の有無が知りたい または、故人名義の不動産の名寄せをしたい場合 （納税通知書に記載のない所有地がある場合があります）	□	税務課へご相談ください		税務課 資産税班 （役場１階②窓口） ℡0463-71-3317
	空き家になる可能性がある場合	□	都市整備課へご相談ください		都市整備課 計画指導班 （役場２階出入口付近） ℡0463-71-5956
お困りの時	認定司法書士による無料法律相談		事前予約制 ※詳しくはP11をご覧ください		町民課地域支援班 （役場１階①窓口） ℡0463-71-3313
	無料行政書士相談				
	法テラスによる無料オンライン法律相談				法テラス小田原 ℡0570-078311

※FAX番号は　0463-73-0134（全課共通）です